

3-(1)	所有者不明農地の地権者同意要件の緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	農地法第5条第2項第3号
要望の具体的内容	<p>東日本大震災の被災地において、復興事業を円滑に進めるため、所有者等が明確でない農地を有効活用できるよう、地権者同意要件を緩和すべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>農地転用にあたっては、原則として、全ての土地の地権者(登記簿謄本上の所有権登記者)からの同意書が求められるが、東日本大震災の被災地では所有者や相続人の所在が不明な場合や、数十人もの共有名義の土地で一部の名義人の所在が不明な場合なども少なく、農地転用許可が極めて困難となっている。</p> <p>「復興に当たっての土地利用調整手続の一元化のための特別措置の具体的仕組みについて(骨格)」(2011年7月:農林水産省、国土交通省)では、「所有者の所在が不明な土地の取扱いについて特別な措置を検討する」とされているが、復興事業を早急かつ円滑に進めるため、検討を急ぐべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省経営局農地政策課、農村振興局農村政策部農村計画課

3-(2)	食品表示に関する一般法の制定における実態に即したルールの設定
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)、計量法、不当景品類及び不当表示防止法、健康増進法、東京都消費生活条例等
要望の具体的内容	食品表示に関する一般法の制定に際しては、各地方自治体による条例も含め実態に即したルールとすべきである。
規制の現状と要望理由	<p>「ハトミミ.com『国民の声』の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)の「実施状況」として、「事業者、消費者等と意見交換の場を設けるなどして、平成24年度中に食品表示に関する一元的な法案の提出を目指し、取組みを進めているところ」とされている。</p> <p>一般法を制定する場合には、各自治体の食品表示に関する条例も含めて、無用な事業者の負担や消費者の混乱を生じさせないよう、表示等の基準の統一化・簡素化、定義の明確化・統一などについて配慮すべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	消費者庁、厚生労働省、農林水産省、公正取引委員会、東京都等

3-(3)	輸入麦の売渡制度並びに砂糖・でん粉にかかる価格調整制度の見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律
要望の具体的内容	2010年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画を踏まえ、国内産小麦や甘味資源作物等の効率的かつ安定的な生産体制を早急に確立し競争力を強化するとともに、現在国内産小麦や甘味資源作物等の生産振興などの目的で需要者から徴収されているマークアップや調整金については、その水準を引き下げ、需要者や消費者の負担を軽減すべきである。国内産小麦や甘味資源作物等の生産振興策については一般財源を確保し、措置すべきである。
規制の現状と要望理由	<p>小麦については、総需要量の約9割を占める外国産小麦を政府が国家貿易の下で一元的に輸入し、需要者に売り渡している。政府売渡価格は、過去の一定期間における銘柄別の買入価格の平均値に年間固定のマークアップを加えた額により設定される。マークアップは、国が麦の買い付けから売渡しまでの業務を行うための費用や不測の事態に備えるための備蓄の費用のほか、国内産麦を輸入麦並みの価格で安定的に供給するための助成の費用に充てられている。また、輸入麦と国内産麦の価格差を補正することで国内産麦の振興を図るといいうわゆる関税としての側面もある。</p> <p>砂糖・でん粉については、価格調整制度の下、独立行政法人農畜産業振興機構が、輸入糖・コーンスターチ用輸入とうもろこし等と国内産品との内外コスト格差を是正するという観点から、輸入糖・コーンスターチ用輸入とうもろこし等について需要者から調整金を徴収するとともに、これを主な財源として、生産者及び製造事業者に対し、生産・製造経費と製品の販売価格との差額相当分の交付金を交付する政策支援を実施している。</p> <p>しかし、こうしたマークアップや調整金は、需要者、ひいては消費者の負担となっているほか、国内産の麦や甘味資源作物等の生産振興のための制度としても、国内産の生産の増大や外国産の輸入の減少、制度の対象とならない小麦粉調製品・加糖調製品等の輸入の増大等が起こればたちまち収支が悪化し、財源が足りなくなるなど不安定な面がある。特に新たな食料・農業・農村基本計画では、小麦の国内生産を88万トン(2008年)から180万トン(2020年)に倍増させるとしており、効率的な生産体制の確立を前提としつつ、マークアップに依存しない安定的な財源の確保が必要であると考えられる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省

3-(4)	食鳥処理衛生管理者資格取得講習会の開催増加
要望の視点	4.その他
規制の根拠法令	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項第4号、同施行令第11条等
要望の具体的内容	食鳥処理衛生管理者の資格取得講習会の開催頻度、開催場所を増やすべく、登録講習会の開催要項を定めるべきである。
規制の現状と要望理由	<p>食鳥処理業者は食鳥処理を衛生的に管理するため、食鳥処理場毎に、十分な食鳥処理衛生管理者を配置しなければならない。食鳥処理衛生管理者は、獣医師のほか、食鳥処理業務に3年以上従事し、かつ厚生労働大臣の登録を受けた講習会の課程を修了した者等でなければならない。食鳥処理衛生管理者資格取得講習会は、講習会の開催の都度、講習会を開催しようとする者からの申請により、厚生労働大臣が登録する。</p> <p>しかし、近年、食鳥処理衛生管理者資格取得講習会の開催頻度が低いとともに、開催場所の偏りもあるため(平成18年度(北海道、岩手、東京、大阪、宮崎)、平成21年度(岩手、鹿児島、東京、大阪)、平成22年度(沖縄))、退職に伴う人員補充など、食鳥処理衛生管理者の確保が難しい状況になる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省医薬食品局監視安全課